

岐阜県公報

第 二 百 九 十 三 号
令 和 四 年 四 月 二 十 二 日

(金曜日)

目 次

告 示

保安林の解除をしようとする旨の通知

道路の区域変更

道路の供用開始

建築基準法に基づく道路の位置指定

公 示

開発行為の工事の完了

土地改良区役員就任及び退任

岐阜県告示第百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

令和四年四月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 解除予定保安林の所在場所
揖斐郡揖斐川町東津汲字小寺八七八の一、八七八の二、字岡山八九六の五、八九六

の六、八九七の四、八九八の四、八九九の七、九〇一の三

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

岐阜県告示第百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和四年四月二十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年四月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる
ときは翌日)

令和四年四月二十二日

県道		道路の種類	路線名		区	間	区域	変更	別後	敷地の幅員	延長	備考
高岩井 停車場線		路線名	高山市江名子町三九六八 番一四地先から		区	間	区域	変更	別後	敷地の幅員	延長	備考
後	前	別後	変更	区域	敷地の幅員	延長	備考					
		ル	(メートル	ル	(メートル					
		四・七			四・七							
		四・七			四・七							

岐阜県告示第百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和四年四月二十二日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年四月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

県道		道路の種類	路線名		区	間	区域	変更	別後	敷地の幅員	延長	備考
美濃坂本 停車場線		路線名	中津川市茄子川字坂本一 五三三番一地从先から		区	間	区域	変更	別後	敷地の幅員	延長	備考
後	前	別後	変更	区域	敷地の幅員	延長	備考					
		ル	(メートル	ル	(メートル					
		三・八			三・八							
		三・八			三・八							

岐阜県告示第百七十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和四年四月二十二日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和四年四月二十二日
岐阜県知事 古 田 肇

県道		道路の種類	路線名		区	間	区域	変更	別後	敷地の幅員	延長	備考
揖斐川 谷汲山線		路線名	揖斐郡揖斐川町大字三輪 字日産起一三五九番一地从先から		区	間	区域	変更	別後	敷地の幅員	延長	備考
後	前	別後	変更	区域	敷地の幅員	延長	備考					
		ル	(メートル	ル	(メートル					
		三・九			三・九							
		三・九			三・九							

岐阜県告示第百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和四年四月二十二日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年四月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

県道		道路の種類	路線名		区	間	延長	供用開始	備考
大岐野 野線		路線名	岐阜市大字正木字貴船一七 八番一地从先から		区	間	延長	供用開始	備考
		ル	(メートル	の	期	日	備	考
		三・六			和	四・三		平	成
		四・三			七・九			八	

岐阜県告示第七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和四年四月二十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年四月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日ほか）
一般国道	百五十七号	岐阜市大字又丸字村東四四二番一地从先	同 市又丸町畑二七番八地先まで	六七〇	令和 四・四・三	平成 三〇・二・二五

岐阜県告示第七十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和四年四月二十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年四月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日ほか）

県道	大岐野線	本巣市文殊字村前七七八番二地先地内	100	令和 四・四・三	令和 元・三・三
----	------	-------------------	-----	-------------	-------------

岐阜県告示第七十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和四年四月二十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年四月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日ほか）
県道	文殊線 茶屋新田線	本巣市文殊字村前七七八番二地先から	同 市同 字山西六七四番二地先まで	1107	令和 四・四・三	平成 三〇・一〇・二二

岐阜県告示第七十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和四年四月二十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県都上土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年四月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

類の道路	路線名	区	間	延 ル)メー ト長	供用開始 の 期 日	備 考 決(区域 定)又は 変更の 年月日 の 告 示 (ほ か)
一般 国道	二百五十 六号	郡上市和良町三庫字カイソ四 四四九番二地先から	同 市同 町同 字小山田 鬼谷川左岸河川区域(四六〇 五番四)地先まで	五〇・四	令和 四・四・三	平成 三九・八・八

岐阜県告示第七十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和四年四月二十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年四月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

類の道路	路線名	区	間	延 ル)メー ト長	供用開始 の 期 日	備 考 決(区域 定)又は 変更の 年月日 の 告 示 (ほ か)
県道	中之元 川線	揖斐郡大野町大字野字山海道 二二〇八番地先から	同 郡同 町大字同字広坂 二二三二六番一地先まで	一九〇〇	令和 四・四・三	平成 三九・一・二四 令和 四・一・二

岐阜県告示第七十七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を、建築事務所長が次のように指定したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第十条第一項の規定により公告する。

令和四年四月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜・西濃建築事務所長

位 置	幅 員 延 長 メ ー ト 長	指 定 番 号	年 指 月 日 定
本巢市下真桑字高畑一三〇六番四 及び一三一四番の一部	四・三 三三・〇	岐阜県指 令 一六 一七号 の 第 一 七 号	和 令 四・一・二五
瑞穂市本田字畑中前七四五番四の 一部及び同番五	四・四 三三・五	岐阜県指 令 一七 七号 の 第 一 七 号	同 一・三
山県市大字高木字阿原一五一八番 四及び一五一九番四	六・〇 五五・七	岐阜県指 令 一八 七号 の 第 一 七 号	同 二・八
瑞穂市本田字御野立六〇四番二の 一部及び同番四	五・〇 二七・三	岐阜県指 令 一九 七号 の 第 一 七 号	同 二・七
瑞穂市別府字井場一ノ町一四四七 番九	四・八 三三・七	岐阜県指 令 二〇 七号 の 第 一 七 号	同
不破郡垂井町字笹原一八八二番一 三	四・五 三三・七	岐阜県指 令 二一 七号 の 第 一 七 号	同 三・八
羽島郡笠松町円城寺字西栗屋七二 七番四	四・八 三〇・三	岐阜県指 令 二二 七号 の 第 一 七 号	同

四	羽島郡岐南町平成二丁目一三三番	四・五	二六・三	岐阜県指令 一七号の 二二	同	三・三
四	羽島郡笠松町北及字流一八三四番	四・八五	三・九四	岐阜県指令 一七号の 二四	同	同

中濃建築事務所長

位	置	幅員 （メートル）	延長 （メートル）	指定番号	年月日 指 定
五	加茂郡坂祝町黒岩字中内二〇九番	六〇〇	四六・六	岐阜県指令 一五号の二	令和 三・三・三
	美濃加茂市加茂野町鷹之巣字カキガノ一九七九番四	六〇〇	三〇・八	岐阜県指令 一四号の二	同 四・一・六
	美濃加茂市加茂野町加茂野字東野二八番二一	六〇〇	四三・五	岐阜県指令 一六号の二	同 一・一・三
	加茂郡坂祝町黒岩字林前一四九八番一四	五〇〇	二二・六	岐阜県指令 一七号の二	同 二・一
	加茂郡坂祝町黒岩字林前一四九八番一九	五〇〇	二二・六	同	同
	関市東仙房三三番二二	六〇〇	五・四	岐阜県指令 一八号の二	同 二・二・四
	関市鋳物師屋三丁目五一番二	六〇〇	五・三	岐阜県指令 一九号の二	同

開発許可（変更許可） 番号及び年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称
岐阜県指令岐西建築第一 三二号の一九 令和 三・一・二	羽島市竹鼻町狐穴字下ノ城西一七三三番一、一八三六番一、 一八三六番二、一八三六番四、一八三六番五の一部、一八三六 番七、一八三六番一から一八三六番一三まで、一八三七番五 一八五八番二、一八五八番六及び一八五九番三

開発許可を受けた者の住所及び氏名	代表取締役 塚 田 真 弓
------------------	---------------

東濃建築事務所長

位	置	幅員 （メートル）	延長 （メートル）	指定番号	年月日 指 定
四	瑞浪市稲津町小里字惣作一〇六四番八	五〇〇	四九・七	岐阜県指令 二八号の八	令和 四・一・二
	中津川市茄子川字金屋一三四七番	六〇〇	六・五	岐阜県指令 二七号の〇	同 三・二・四
	恵那市大井町字日光坊一八二番一一	六〇〇	六・七	岐阜県指令 二七号の九	同 三・一・七

（道路の位置を示す図面は、その位置を所管する建築事務所において縦覧に供する。）

公 示

開発行為の工事の完了
 次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）
 第三十六条第三項の規定により公示する。
 令和四年四月二十二日
 岐阜県知事 古 田 肇

<p>岐阜県指令岐西建築第一 三二号の一八 令和 三・一二・一〇</p>	<p>羽島市上中町中字野方七〇七番の一部、七〇八番の一部、七〇八番二及び七〇八番三</p>	<p>岐阜県羽島市上中町中五二二番地 有限会社ワオン 代表取締役 加藤 隆康</p>
<p>岐阜県指令岐西建築第一 三三号の五 令和 三・九・三 〔岐阜県指令岐西建築 第一四四号の三七〕 令和 三・一二・二〇</p>	<p>瑞穂市穂積字野口一〇二番三、一〇三番一及び一〇二四番一から一〇二四番三まで</p>	<p>岐阜県岐阜市早田東町九丁目二番地 山興住宅株式会社 代表取締役 山田 百合香</p>
<p>岐阜県指令岐西建築第一 三三号の六 令和 三・九・一〇</p>	<p>瑞穂市牛牧字細道一一三番一の一部及び一二四番一の一部</p>	<p>岐阜県大垣市寿町三三番地 大安建設株式会社 代表取締役 稲川 哲彦</p>
<p>岐阜県指令岐西建築第一 三三号の八 令和 三・一〇・六 〔岐阜県指令岐西建築 第一四四号の四五〕 令和 四・二・一四</p>	<p>瑞穂市別府字井場二ノ町一五六二番一</p>	<p>岐阜県岐阜市巨島中一丁目一番三号 株式会社リンクスホーム 代表取締役 稲葉 貴博</p>
<p>岐阜県指令岐西建築第一 三三号の一 令和 三・一〇・一九</p>	<p>瑞穂市生津外宮東町二丁目四七番</p>	<p>愛知県名古屋市中村区名駅四丁目二四番一六号 積水ハウス不動産中部株式会社 代表取締役 松波 康夫</p>
<p>岐阜県指令岐西建築第一 三三号の一〇 令和 三・一〇・二八</p>	<p>瑞穂市野白新田字八石三六番、三七番一の一部及び三七番三</p>	<p>岐阜県岐阜市藪田東一丁目七番八号 パナソニックホームズ株式会社 支配人 木下 博嗣</p>
<p>岐阜県指令岐西建築第一 三三号の一四 令和 三・一二・七</p>	<p>瑞穂市横屋字中吹四五番一</p>	<p>岐阜県羽島郡岐南町上印食八丁目八二番地 大丸開発株式会社 代表取締役 白井 泉</p>
<p>岐阜県指令岐西建築第一 二二号の四 令和 三・三・三一 〔岐阜県指令岐西建築 第一四四号の四一〕 令和 四・三・一八</p>	<p>海津市平田町土倉字江東五六〇番から五六二番まで、五八四番の一部及び五八五番から五八七番まで</p>	<p>岐阜県海津市平田町仏師川字村中三〇番七 信和株式会社 代表取締役 山田 博</p>
<p>岐阜県指令中建築第六三</p>	<p>美濃加茂市牧野字下屋九三四番一の一部、九三四番三の一部</p>	<p>愛知県一宮市起字用水添五六番地</p>

<p>号の二 平成三〇・一一・二七 〔岐阜県指令中建築第 八八号の八 令和四・二・二八〕</p>	<p>九三七番三の一部、九三八番の一部、九五三番の一部、九五四番の一部及び美濃加茂市所管法定外公共物(道路) 加茂郡八百津町上牧野字東中国六九九番一の一部、七〇四番一の一部、七〇四番五の一部、七〇五番一の一部、七〇五番二の一部、七〇六番一の一部及び九三五番の一部 (第一工区)</p>	<p>明起興業株式会社 代表取締役 野々部 嘉 樹</p>
<p>岐阜県指令中建築第一〇 一号の六 令和 二・一一・二二 〔岐阜県指令中建築第 八八号の四 令和三・七・二一〕 〔岐阜県指令中建築第 八八号の九 令和四・二・二八〕</p>	<p>美濃加茂市田島町二丁目字坂下三三三番一、三三三番九の一部及び三三三番一六の一部</p>	<p>岐阜県美濃加茂市太田町三四三番地一 美濃加茂市長 藤 井 浩 人</p>
<p>岐阜県指令中建築第九 号の二 令和 三・一・二八 〔岐阜県指令中建築第 九四号の四 令和四・一・三一〕</p>	<p>中津川市中津川字島田二七二九番一外五九筆及び中津川市所管法定外公共物(道路・水路)</p>	<p>和歌山県和歌山市中島一八五番地の三 株式会社オークワ 代表取締役 大 桑 弘 嗣</p>
<p>岐阜県指令中建築第一〇 号の二 令和 二・三・三〇</p>	<p>恵那市正家字上垣外一〇八番六、一〇八番七、同字前田六五〇番一、六五〇番三の一部、六五〇番四の一部及び六五〇番六</p>	<p>岐阜県恵那市長島町正家字鷺田五二三番二 有限会社 百万ドル 代表取締役 各 務 康 広</p>

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任をした旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公示する。

令和四年四月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区	退任年月日	役名	氏名	住所
中濃用水 岐阜土地改良区	令和 四・三・二四	理事	末次 功	岐阜市若福町 二二番地二四号
			毛利 成男	岐阜市太平町二丁目 七番地
			渡邊 智和	岐阜市長良三丁目 四〇番地
			林 七郎	岐阜市三田洞 四一番地一
			栗原 修司	岐阜市栗野東二丁目 一四一番地
			宇留野 和重	岐阜市栗野西七丁目 二二五番地
			長谷川 恭弘	岐阜市岩崎三丁目 四番一七号

就任した役員

土地改良区	土地改良名	令和 四・三・五	年月日	就任	役名	氏名	住所
中濃用水 岐阜土地改良区	大野忠利	理			岐阜市八代三丁目 七番一―号	大野忠利	岐阜市八代三丁目 七番一―号
	毛利成男	同			岐阜市太平町二丁目 七番地	毛利成男	岐阜市太平町二丁目 七番地
	渡邊智和	同			岐阜市長良三丁目 四〇番地	渡邊智和	岐阜市長良三丁目 四〇番地
	林哲郎	同			岐阜市三田洞 八五番地	林哲郎	岐阜市三田洞 八五番地
	葉原修司	同			岐阜市粟野東二丁目 一四一―番地	葉原修司	岐阜市粟野東二丁目 一四一―番地
	宇留野和重	同			岐阜市粟野西七丁目 二二五番地	宇留野和重	岐阜市粟野西七丁目 二二五番地
	長谷川恭弘	同			岐阜市岩崎三丁目 四番一七号	長谷川恭弘	岐阜市岩崎三丁目 四番一七号
	市橋信之	同			岐阜市城田寺 二七七五番地一	市橋信之	岐阜市城田寺 二七七五番地一
	神谷忍	同			岐阜市上土居三丁目 七番五号	神谷忍	岐阜市上土居三丁目 七番五号
	川島隆	同			岐阜市打越 六五四番地	川島隆	岐阜市打越 六五四番地
	市橋佐敏	同			岐阜市城田寺 一八九七番地	市橋佐敏	岐阜市城田寺 一八九七番地
	山田伸	同			岐阜市正木 一四三七番地	山田伸	岐阜市正木 一四三七番地
	神山逸雄	同			岐阜市正木南二丁目 一番三三号	神山逸雄	岐阜市正木南二丁目 一番三三号
	平野雅己	同			岐阜市鷺山 二〇八番地二	平野雅己	岐阜市鷺山 二〇八番地二

退任した役員

土地改良区	土地改良名	令和 四・四・七	年月日	退任	役名	氏名	住所
山県用水 土地改良区	深尾隆昌	理			岐阜市太郎丸北郷 二六九番地	深尾隆昌	岐阜市太郎丸北郷 二六九番地
	清水健吉	同			岐阜市向加野二丁目一七番地三二号	清水健吉	岐阜市向加野二丁目一七番地三二号
	太田滋	同			岐阜市三輪 七九一―番地	太田滋	岐阜市三輪 七九一―番地
	後藤上	同			岐阜市茂地 一四八番地一	後藤上	岐阜市茂地 一四八番地一
	野川優	同			岐阜市溝口中 二〇二番地	野川優	岐阜市溝口中 二〇二番地
	土田繁男	同			岐阜市山県北野 一三一九番地一	土田繁男	岐阜市山県北野 一三一九番地一
	大野進	同			岐阜市福富 六四八番地	大野進	岐阜市福富 六四八番地
	林宏美	同			岐阜市北野東 一九四番地一	林宏美	岐阜市北野東 一九四番地一
	大野千秋	同			岐阜市山県岩 七八五番地	大野千秋	岐阜市山県岩 七八五番地
	山口喜好	同			岐阜市北野南 二三二番地一	山口喜好	岐阜市北野南 二三二番地一
	関尾茂	同			岐阜市世保東 一〇一番地一	関尾茂	岐阜市世保東 一〇一番地一
	深尾康夫	同			岐阜市太郎丸諏訪 二二八番地	深尾康夫	岐阜市太郎丸諏訪 二二八番地

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任をした旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公示する。

令和四年四月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

同	川嶋一二三	岐阜市下土居三丁目 五番八号
監事	森通雄	岐阜市粟野西六丁目 三九〇番地
同	川島秀壽	岐阜市打越 七三四番地
同	脇原利行	岐阜市城田寺 五九九番地

令和四年四月二十二日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜文芸社